

# 青森県報

第三千九百九十一号

平成二十七年  
五月七日  
(木曜日)

## 目次

### 告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………

右 同……………

右 同……………

### 出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………

土地改良区の定款変更の認可……………

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………  
警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………

## 告

## 示

……………	(保健衛生課)	…	一
……………	(高年齢福祉保険課)	…	一
……………	(同)	…	二
……………	(東青森地域民局)	…	二
……………	(同)	…	二
……………	(同)	…	三
……………	(三八地域民局)	…	三
……………	(西北地域民局)	…	三
……………	(保安課)	…	四
……………	(同)	…	五

### 青森県告示第三百三十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 月 日 定
ひばり訪問看護ステーション	三沢市大字三沢字堀口一六四の二九	平成二七・一・二
有限会社天狗薬局	青森市古川一丁目一七の二四	二七・三・二〇
サワカミ薬局おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一八	二七・三・三
おきつ内科	青森市古川二丁目八の一六	二七・四・一
かさい糖尿病内科クリニック	八戸市大字田向字冷水二二の二	"
なかじま漢方薬局	青森市古川二丁目八の一八	"

### 青森県告示第三百三十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 称 又 は 所 在 地	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地又は住所				

青森県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したため、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社よ りそつ	五所川原市金木 町嘉瀬雲雀野一 六〇	訪問介護	介護サービ スよりそつ	五所川原市金木 町嘉瀬雲雀野一 六〇	平成 二七・五 一
株式会社ス ワロー	南津軽郡田舎館 村大字川部字中 西田三〇の五八	訪問介護	ケアステー ション川部 西ケ丘	南津軽郡田舎館 村大字川部字中 西田三〇の六一	"

指定介護予防サービ ス事業者	名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービ ス の 種 類	介護予 防サ ービ ス 事 業 を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
	株式会社よ りそつ	五所川原市金木 町嘉瀬雲雀野一 六〇	訪問介護	介護サービ スよりそつ	平成 二七・五 一
	株式会社ス ワロー	南津軽郡田舎館 村大字川部字中 西田三〇の五八	訪問介護	ケアステー ション川部 西ケ丘	"

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社五戸組
- 二 代表者の氏名 渋谷 孜
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字藤戸一三三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第九〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、管、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十七年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社五戸組
- 二 代表者の氏名 渋谷 孜
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字藤戸一三三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、しゅんせつ、造園、消防施設、清掃施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ささはら建築・設計
- 二 代表者の氏名 笹原 信昭
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字後池二二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇二七三号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更の 年 月 日
理 事	堰 端 治	旧住所 八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一 新住所 八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	平成二七・四・一
"	西 館 信 一	旧住所 八戸市南郷区大字大森字雷林一三の一 新住所 八戸市南郷区大字大森字雷林一三の一	"
"	住 沢 久 一	旧住所 八戸市南郷区大字島守字世増一 新住所 八戸市南郷区大字島守字世増一	"
"	田 畑 義 治	旧住所 八戸市南郷区大字島守字東台五 新住所 八戸市南郷区大字島守字東台五	"
"	山 内 忠 夫	旧住所 八戸市南郷区大字泉清水字浜渡四三の二 新住所 八戸市南郷区大字泉清水字浜渡四三の二	"
監 事	山 田 稔	旧住所 八戸市南郷区大字島守字大波五の一 新住所 八戸市南郷区大字島守字大波五の一	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年五月七日

西北地域県民局長 山 本 馨

## 公安委員会

青森県公安委員会告示第五十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十七年五月七日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 講習の区分  
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間  
平成二十七年六月十五日（月）から同月二十二日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所  
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員  
五人（予定）
- 五 受講対象者  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
  - 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
  - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

という。）の交付を受けている者

- 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 六 受講申込みの手続
  - 1 受講申込みの受付期間等
    - (一) 受付期間  
平成二十七年五月十八日（月）から同月二十二日（金）までの間
    - (二) 受付時間  
午前九時から午後五時までの間
    - (三) 受付の締め切り  
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
  - 2 受講申込書の受付場所  
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
  - 3 申込方法  
六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
  - 4 受講申込みの書類  
講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。
    - (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書  
 (二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限  
 る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限  
 る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るもの  
 に限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るもの  
 に限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料  
 受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す  
 ること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対  
 し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第五十一号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項  
 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員  
 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講  
 習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」とい  
 う。)(第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」  
 といふ。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外  
 の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」といふ。)(を次のとおり実施す

るので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十七年五月七日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十七年六月十八日(木)から同月二十二日(月)まで(土曜日及び日曜日

を除く。)(午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」とい  
 う。)(の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、か  
 つ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三  
 年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以  
 下「検定規則」といふ。)(第四條に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に  
 係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」  
 といふ。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限  
 る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の  
 交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し  
 ているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和  
 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」といふ。)(第一條第二  
 項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した  
 者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るも

のに限る。( )に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの  
六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年五月十九日(火)から同月二十二日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。 )の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正

面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉を貼り付けること。 )一通及び既に交付を受けている受講に

係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象

者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。 )及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限

る。 )の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限

る。 )の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るもの

に限る。 )の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るもの

に限る。 )の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千元分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対

し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。 )の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	------------------------------------------	--------------------------------